

入札監理小委員会における審議結果報告 「電子海図システム借入保守及び取付調整・移行作業」

国土交通省（海上保安庁）の電子海図システム借入保守及び取付調整・移行作業について、当該民間競争入札実施要項（案）を入札監理小委員会において審議したので、その結果を以下のとおり報告する。

1. 事業の概要及びこれまでの経緯について

本事業は、海上保安庁内のサーバ・端末・複合機等のハードウェア及びソフトウェアの賃貸借、並びに運用保守業務を含む包括的なものである。

公共サービス改革基本方針（平成 25 年 6 月 14 日閣議決定）別表において選定され、市場化テストは第 3 期目となる。

○事業の目的

国際基準に基づいた紙海図、電子海図、灯台表及び水路通報の作製

○事業期間

令和 3 年 5 月～令和 8 年 3 月末（4 年 11 か月）

（1）取付調整・移行作業：契約締結日～令和 4 年 2 月末

（2）賃貸借・保守期間：令和 4 年 3 月～令和 8 年 3 月末

○これまでの経緯

市場化テスト第 1 期事業の評価（平成 30 年 7 月）では、競争性の確保が課題となり、第 3 期事業にて、本事業以外の関連機器も含めて「海図関連装置整備の最終更新時期である平成 34 年 3 月 1 日と合わせて一括して更新することにより、更新に係る入札の競争性を増し、コストの削減等を図る予定である」とした。市場化テスト第 2 期事業評価（令和 2 年 5 月）では、「システム更改に合わせて、令和 3 年度から開始される事業において、引き続き民間競争入札を実施する」とした。

2. 事業の評価を踏まえた対応について

【論点 1】本事業以外の関連機器と一括して調達を行うことについて

【対応 1】 電子海図システムは、本事業以外で調達した関連機器との間に連携を構築して一体的に運用しており、本事業のみの調達を、新規事業者が請け負う場合は、関連機器との連携を再構築することが必要となり、参入障壁となる。このためシステム更改に合わせて、これらを一括りにして調達を行うことにより、参入障壁の解消とスケールメリットによるコスト削減を同時に図る。

【論点2】調達をハードウェア面とソフトウェア面に分離することについて

【対応2】 既存ベンダー及び候補となる外国製海図作製ソフトウェアのベンダー（以下、「両ベンダー」という。）にヒアリングを行ったところ、両ベンダーともに「責任分界・障害対応の観点から一括調達を推奨」とのことであった。両ベンダーに対する参入障壁となる可能性があるとの理由により、ハードウェアとソフトウェアの分離調達は行わないこととした。

【論点3】ハードウェアとソフトウェアの調達時期をずらすことについて

【対応3】 上記【対応2】によりハードウェアとソフトウェアを一括して調達することとした。

【論点4】ハードウェアとソフトウェアの一括調達における競争性の確保について検討すること

【対応4】 外国製海図作製ソフトウェアを導入するために今回新たに行う海図情報データベースの構築について、本件調達から分離して調達を行う実施要綱（案）を審議（審議結果は、「4. 実施要項（案）」の審議結果について【論点1】」参照）。

【論点5】外国製海図作製ソフトウェア導入の可能性について

【対応5】 両ベンダーに対しヒアリングを行い、外国製海図作製ソフトウェアの機能を考慮して調達仕様書を調整し、外国製海図作製ソフトウェアのベンダーに対する参入障壁の解消を図った。

3. その他の修正変更について

- 「総合評価落札方式（加算方式）」とした。
- 海図作製機能強化（新たな国際標準仕様への対応）
- リモートワークを導入するための拡張性
- 電子入札の推進に関する指標を評価項目に追加

4. 実施要項（案）の審議結果について

【論点1】新規構築予定の海図情報データベースの調達について

【対応1】 電子海図システムと、新規構築予定の海図情報データベースを個別調達すると、システム全体の経費が大幅に上昇する可能性を有することから、一括調達を行うこととした。

【論点2】ソフトウェアの機能要件の整合性について

【対応2】競争性確保のため、ソフトウェアの選択肢の幅を広げる目的から、日本語版以外の外国製品の提案も可としているところ、機能要件上、日本語版を要求しているような記載が見られるとの指摘を踏まえ、操作環境としては日本語を必須としないこと及びデータとして日本語が適正に処理できることを明確に区別できるよう表現を改めた。

【論点3】総合評価項目一覧中、評価基準について、曖昧な表現がある

【対応3】「妥当性のある記載」を削除した。

5. 意見招請への対応について

令和2年10月30日～令和2年11月18日まで意見招請を実施した結果、現受託事業者を含む3者から主に、調達仕様書の記載内容について確認する質問や、具体的な修正案等の意見が19件寄せられた。それらを受けて、仕様の明確化を目的として実施要項（案）の一部修正を行った。なお、修正内容については、事業者の参入障壁とならないことを確認した。